

築地本願寺納骨堂 お申し込みのご案内

●お申し込みの流れ

①提出書類・添付書類一式をそろえ、ご提出ください

※書類に不備がある場合は受理出来ません

②使用許可の手続きが完了しましたら書面にてご通知致します

通知内容に記載の口座に「永代使用冥加金・年次冥加金」をご入金
ください

※冥加金の分納は出来ません

③冥加金納付を確認後「納骨堂使用許可証」が発行となります。

お電話にてご連絡致しますので、免許書／保険証など本人確認ができる
ものをご持参いただき、お受取ください。

納骨堂使用手続は以上で完了致しますが、ご遺骨の納骨に際しましては、
別途「納骨届」を提出いただきます

●新規申込 提出書類・添付書類

※提出書類には実印を押印ください

①築地本願寺納骨堂 使用許可願

②築地本願寺納骨堂 使用誓約書(①裏面)

③築地本願寺納骨堂 申込書

④築地本願寺俱楽部(護持講)申込書

※所属寺がない場合は、築地本願寺護持講にご入講いただきます

⑤印鑑登録証明書(申込者)

※取得日より6ヶ月有効

その他、ご質問ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせ
下さい

築地本願寺コンタクトセンター

電話: 0120-792-048 (全日 9:00~17:00)

納骨堂使用許可願

ND

築地本願寺 個人情報保護基本方針(別紙)に同意し、下記の通り申し込みます。

築地本願寺
宗務長 安永 雄玄 殿

このたび、納骨堂の使用をご許可くださいますよう、下記のとおり関係書類を添えてお願ひいたします。

記

1. 納骨壇種類
2. 納骨壇番号
3. 永代使用冥加 ￥

申込日： 年 月 日

*印は必ずご記入ください

申込者情報

ふりがな* 氏名* 本人サイン	姓	名	申込者 実印		
ふりがな* 申込住所* ※印鑑証明の住所をご記入ください	〒 -				
	都道 府県	市区 町村郡			
所属会	<input type="checkbox"/> 築地本願寺 護持講 <input type="checkbox"/> 築地本願寺 和田堀奉讚会 <input type="checkbox"/> 築地本願寺 慈光院門信徒会 <input type="checkbox"/> いずれにも所属していない		所属会カード番号 ※既に会員である場合ご記入ください (カードNo.) ※カードをお持ちでない場合、下記の太線内をご記入ください		
	生年月日	西暦	年	月	日
ふりがな 郵送物送付先 住所 ※申込住所と異なる場合ご記入下さい	〒 -		TEL : ()		
	都道 府県	市区 町村郡			
電話番号*	()		携帯番号	()	
メールアドレス	@		FAX	()	
職業	<input type="checkbox"/> 会社(職)員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 法人役員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他				
築地本願寺 墓地・納骨堂 有無* (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 築地本願寺 納骨堂 <input type="checkbox"/> 築地本願寺 合同墓 <input type="checkbox"/> 慈光院 納骨堂 <input type="checkbox"/> 和田堀廟所 納骨堂 <input type="checkbox"/> 和田堀廟所 墓地 <input type="checkbox"/> いずれもなし				
ご意見・ご要望					

上記の申込者は、当寺に所属する 衆徒 寺族 門徒 に相違ないことを証明いたします。

西暦 年 月 日

所属寺 教区 組 寺

住職・住職代行

法人印

納骨堂 使用誓約書

筑地本願寺
宗務長 安永 雄玄 殿

西暦 年 月 日

名前

実印

このたび、納骨堂の使用を許可されました上は、下記事項をかたく順守することを誓約いたします。

記

1. 築地本願寺は、関東の「お念佛道場」の中心的拠点であり、永代にわたって、護持すべき聖地であります。
この自覚に基づき、将来にわたり、尊崇護持の懇念をつくします。
2. 納骨堂の使用等については、すべて定められた規則に従い、管理者の指示のとおりにいたします。
3. 私が、浄土真宗本願寺派を離れたとき、または、私の承継者が浄土真宗本願寺派を離れたときは、
管理者の指示に従い、一切の異議は申し述べません。

築地本願寺 記入欄

受付日		受付者		申込No.		
備考						
本人確認	未・済	本人確認手段	<input type="checkbox"/> 会員カード到着 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 所属寺住職印 <input type="checkbox"/> 会員登録の有無 <input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 印鑑証明 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 所属寺への電話 <input type="checkbox"/> 納骨堂契約有無 <input type="checkbox"/> その他手段 ()	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 年金手帳	<input type="checkbox"/> 健康保険証
決裁月日	部長	主任/主管	起案日/起案者	受納NO.		

築地本願寺 個人情報保護基本方針

築地本願寺は、この基本方針の定めに従い会員の個人情報を取り扱う。築地本願寺は、個人情報の保護に関する法律その他各種法令（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分に配慮し、会員がワンストップサービスを利用する際に、会員の個人情報を提携先に提供することがあるが、基本方針に記載する利用目的の達成に必要な範囲とする。

一、個人情報の項目

（1）築地本願寺が取得・保有する会員の個人情報は、次のとおり。

- ①会員登録申し込み時の登録事項（名前、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなど）および変更登録の内容
- ②築地本願寺および築地本願寺が運営する他の会員組織等の登録事項や利用履歴
- ③ワンストップサービスの利用に際して会員から提供された一切の事項
- ④ワンストップサービスの利用履歴
- ⑤会員がワンストップサービスを利用したことについて、提携先から築地本願寺に開示された事項（提携先が業務を請け負いまたは完了・中断した日時等基本的事項のほか、業務の具体的な内容については、提携先が会員と築地本願寺へ開示することについて同意した範囲に限る）
- ⑥意見、要望、問い合わせおよびアンケート等により提供された事項
- ⑦築地本願寺の新たな事業に対して会員から提供された一切の事項
- ⑧事前に会員の同意を得た事項
- ⑨法令等を遵守した上で、築地本願寺が取得するあらゆる個人情報

二、利用目的

（1）会員の個人情報の利用目的は、次のとおり。

- ①築地本願寺の円滑な運営
- ②会員の情報管理
- ③築地本願寺の運営において、事業の充実・改善を目的にした調査検討のための情報分析
- ④事業・行事案内等の情報提供およびアンケートの依頼
- ⑤ワンストップサービスの提供と管理、利用履歴等の把握
- ⑥意見、要望、問い合わせ等への対応
- ⑦その他上記の利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

（2）取得した個人情報は、利用目的の範囲内に限って利用する。

三、個人情報の第三者提供

（1）築地本願寺が把握した会員の個人情報は、次の場合を除き第三者に開示しない。

- ①会員が同意した場合
- ②会員がワンストップサービスを利用する場合
- ③統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合
- ④法令等に基づき、開示を求められた場合

（2）築地本願寺が把握した会員の個人情報を提供する提携先は、築地本願寺と個人情報の取り扱いに関する機密保持契約を提携しており、ワンストップサービスの利用に必要な範囲についてのみ提供する。また、提携先は、ワンストップサービスの内容変更に伴って変わることがある。

四、個人情報の安全管理

築地本願寺は、会員の個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩等を防止するため、適切な措置を講じる。

五、個人情報の照会・訂正・削除について

築地本願寺が把握する会員の個人情報の内容に関して、本人から照会・訂正・削除等の請求があった場合には、合理的な範囲で対応する。

六、問い合わせ対応窓口

個人情報保護方針に関するお問い合わせにつきましては、次までご連絡ください。

【お問い合わせ先】宗教法人築地本願寺伝道企画部 <総合企画担当>

〒104-8435東京都中央区築地3-15-1

TEL03-3541-1131（代表）FAX03-3541-7071

これらの会員規約および個人情報保護基本方針に記載の内容に同意頂けない場合は、会員登録をお断りすることや、会員登録完了後でも退会の手続をとらせて頂くことがある。また、個人情報保護基本方針（第9条以外）を除き、築地本願寺俱楽部の会員規約の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。

2019(平成31)年4月1日改定 築地本願寺

築地本願寺納骨堂 申込書

* 印は必ずご記入ください

申込日： 年 月 日

申込者情報

ふりがな *	姓	名	性別 *	男 · 女 · 無回答
			生年月日 *	西暦 年 月 日 (歳)
氏名 *	本人サイン			

家族欄（家族および承継予定者）

1	ふりがな *	姓	名	性別 *	男 · 女 · 無回答	
				生年月日 *	西暦 年 月 日 (歳)	
				メールアドレス	@	
2	ふりがな *	〒 -				
		住所 *	都道府県	市区町村郡	TEL:	()
		申込者との関係 *	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3	ふりがな *	姓	名	性別 *	男 · 女 · 無回答	
				生年月日 *	西暦 年 月 日 (歳)	
				メールアドレス	@	
3	ふりがな *	〒 -				
		住所 *	都道府県	市区町村郡	TEL:	()
		申込者との関係 *	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()			

築地本願寺納骨堂管理規程

（目的）

第1条 この規程は、築地本願寺納骨堂（以下「納骨堂」という。）の管理について明確な基準を定め、以て納骨堂運営の円滑化を図ることを目的とする。

（納骨堂区画区分）

第2条 納骨堂区画の区分は次の3種とする。

- （一）特別区画：納骨堂A列
- （二）普通区画：A列を除く全区画
- （三）特設区画：普通区画における最上段又は最下段を含み隣接する2区画

（管理者）

第3条 納骨堂の管理者は、築地本願寺宗務長（以下「管理者」という。）とする。

- 2 管理者は、国の法令の定めるところに従い、納骨堂管理の直接責任者として、納骨堂についての業務を行い、必要な図面及び書類を整備し、納骨堂管理の適正を期さなければならない。

（納骨堂使用者）

第4条 納骨堂を使用する者（以下「納骨堂使用者」という。）は、予め管理者の許可を受けなければならない。

- 2 納骨堂使用者は、浄土真宗本願寺派に所属する寺院、教会、都市開教布教所、僧侶及び門信徒に限る。但し、特別な事由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 納骨堂使用者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しないもの、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。
- 4 前各号に定めるほか、納骨堂使用が相当でないと管理者が認めたときは、納骨堂使用許可しないことができるものとする。

（使用の目的）

第5条 納骨堂は、遺骨を安置する目的に供する。

（納骨堂使用許可の基準）

第6条 管理者は、納骨堂使用を許可するについて、管理上必要があるときは、納骨堂使用者に対し、適宜の措置を要求し又は経費を負担させ、若しくは特別の条件を付することができる。

（納骨堂使用冥加及び年次冥加）

第7条 納骨堂使用者は、納骨堂使用冥加及び年次冥加を納付しなければならない。

- 2 既納の納骨堂使用冥加及び年次冥加は、いかなる理由であろうとも一切返還しない。
- 3 納骨堂使用冥加及び年次冥加の金額は、別に定める。
- 4 納骨堂使用冥加及び年次冥加について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、納骨堂使用者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。

（納骨堂使用許可の取り消し）

第8条 管理者は次の各号のいずれかに該当したときは、納骨堂使用の許可を取り消すことができる。

- (一) 納骨堂使用者が浄土真宗本願寺派を離れたとき、又は承継者が浄土真宗本願寺派を離れたとき
- (二) 納骨堂使用者が住所変更及び承継手続きを怠ったとき
- (三) 納骨堂使用者の住所が不明のまま5年を経過して年次冥加を納付せず、且つ、納骨堂使用権を承継する者の存否が明らかでないとき
- (四) 納骨堂使用者が年次冥加を納付せず5年以上滞納し、管理者が催告したにもかかわらず納付しないとき
- (五) 築地本願寺を所属寺（護持講）としている使用者で、護持講費を納付せず5年以上滞納し、管理者が催告したにもかかわらず納付しない場合
- (六) 管理者の許可なくして納骨堂使用の権利を他人に譲渡や転貸したとき又はこれを実行しようとしたとき
- (七) 納骨堂使用者が使用区画の一部を無断で転貸したとき、又はこれを実行しようとしたとき

- (八) 納骨堂を第5条に定めるところの目的以外に使用していると管理者が認めたとき
 - (九) 納骨堂使用者が第4条の定めに違反していることが判明したとき
 - (十) 前各号の外、管理者の指示に違反したことが明らかなとき
- 2 管理者は、前各号の規定により、使用許可を取り消した区画については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、遺骨を一定の場所に移動又は改葬することができる。
- 3 第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を原状に復し、返還しなければならない。
- 4 使用者が前項の処置を行わなかった場合は、管理者がこれを行い、その経費を使用者に請求することができる。
- 5 第1項の規定により使用許可が取り消しになり、使用者が第3項の処置を行わなかった場合、管理者は、当該区画に埋葬される遺骨の一部又は全てを和田堀廟所総廟（合葬墓地）へ改葬し、以後の遺骨返還には応じない。

（納骨堂使用権の承継）

- 第9条 納骨堂使用権は、納骨堂使用者の死亡による場合を除き、承継することができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合においては、親族は管理者の許可を得て、納骨堂使用権を生前承継することができる。
- 2 納骨堂使用者が死亡した場合の承継についての手続き期間は、死亡日の翌日より1年間とし、その期間内に手続きをしない者は、納骨堂使用権を放棄したものとみなす。

（納骨堂の変更等）

- 第10条 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合に、納骨堂使用者の便益を考慮し、且つ、宗教的な尊厳を損傷しない範囲において、区画の指定替え又は改葬、若しくは変更を命ずることができる。

（規程に定めない事項）

- 第11条 前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度管理者が定める。

（納骨堂の規程施行細則）

第12条 納骨堂使用の許可手続きその他必要な事項は、築地本願寺納骨堂施行細則に定める。

築地本願寺納骨堂管理規程の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。

附 則

この規程は、2005（平成17）年3月16日から施行する。

改正 2015（平成27）年4月3日

2016（平成28）年6月20日

2017（平成29）年11月8日

2021（令和3）年6月10日

以 上

築地本願寺納骨堂施行細則

(趣旨)

第1条 築地本願寺納骨堂管理規程第12条の規定に基づき、納骨堂管理についての明細は、以下に定めるところによる。

(使用許可証の交付)

第2条 築地本願寺納骨堂管理規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、納骨堂使用を願い出る場合は、「築地本願寺納骨堂使用許可願」（ND様式）を提出し、管理者の許可を得た後、納骨堂使用冥加を納付しなければならない。

- 2 管理者は、前項の願書を受理し、規程に適合すると認めたときは、「築地本願寺納骨堂使用許可証」を交付する。
- 3 前記願書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から6ヵ月有効）を添付しなければならない。
- 4 申し込みに際し、所属寺住職の証明（押印）を受けなければならぬ。
- 5 「築地本願寺納骨堂使用許可証」は、必要の都度、提示しなければならない。

(納骨堂使用冥加)

第3条 規程第7条の規定に基づく納骨堂使用冥加の金額は、特別区画200万円以上、普通区画150万円以上、特設区画200万円以上とする。

- 2 納骨堂使用冥加は、分納することができない。

(納骨堂年次冥加)

第4条 規程第7条の規定に基づく納骨堂年次冥加の金額は、3万円とする。

- 2 納骨堂年次冥加は、当年度分を4月1日から12月31日の間に管理者に納入するものとする。但し、管理者が、特別の事由があると認めたときは、数年分を一括して前納することができる。
- 3 納骨堂年次冥加は、使用納骨堂及びこれに付属する施設の維持管理に充当するものとする。
- 4 納骨堂年次冥加は、分納することができない。

（使用納骨堂の返還）

第5条 納骨堂の使用を放棄するときは、管理者に「墓地・納骨堂使用権返還届」（SH様式）を提出したうえで遺骨を引き取り、使用していた納骨堂の模様を原状に復し、無条件で返還するものとする。

（納骨堂使用許可証の返還及び再交付）

第6条 規程第8条の規定に基づき、納骨堂使用の許可を取り消された者は、
「築地本願寺納骨堂使用許可証」を返還し、遺骨を引き取らなければ
ならない。

2 「築地本願寺納骨堂使用許可証」を紛失し又は著しく汚損した場合
は、再交付を「各種証明書再交付願」（SS様式）をもって願い出なけ
ればならない。

（納骨堂使用権の承継）

第7条 規程第9条の規定に基づき、納骨堂使用権を承継する場合は、次の関
係書類に承継手続冥加を添えて提出のうえ、納骨堂使用の承継を申し
出なければならない。

（一）現使用者死亡の場合による承継手続きの場合

- ・ 墓地・納骨堂使用承継願（SY様式）
- ・ 「築地本願寺納骨堂使用許可証」（現使用者名のもの）
- ・ 同意書（DS様式）
- ・ 築地本願寺俱楽部（護持講）承継届（TG様式）
※築地本願寺護持講入講者に限る
- ・ 承継者印鑑登録証明書（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本
持参）
※同意書の提出がある場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一
通
- ・ 各種謄本、改製原戸籍、全部事項証明書等（取得日より6ヵ月有
効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可）
- ・ その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類

(二) 生前による承継手続きの場合

- 墓地・納骨堂使用権承継願書 (SY様式)
 - 「築地本願寺納骨堂使用許可証」(現使用者名のもの)
 - 築地本願寺俱楽部(護持講)承継届 (TG様式)
※築地本願寺護持講入講者に限る
 - 全部事項証明書等(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)
 - 印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参)
現使用者及び承継者のもの各一通
 - その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類
- 2 承継者は、民法第897条に定める墳墓の所有権を承継すべき者とする。但し、被相続人の指定(遺言公正証書・遺言書等)がある場合はその主宰すべきものが承継することができる。
- 3 納骨堂使用者が、規程第9条及びこの施行細則前項の規定による承継人が将来得られないと予想される場合、またこれに準ずる事由などによって無縁になるおそれがある場合において、その事由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は、特別の措置を講ずることができる。(TE-1号、TE-2号、合意書)
- 4 前項の手続きを申請せず納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が納骨堂の管理が困難である場合において、その事由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は特別の措置を講ずることができる。(TE-1号、TE-2号、合意書、SH2号様式)
- 5 提出書類には、全て印鑑登録証明書登録の実印を押印しなければならない。

(各種手続冥加)

第8条 前条の使用許可証の承継の変更の場合には金1万円を手続冥加として納付しなければならない。

(使用場所の制限及び費用負担)

第9条 管理者は、納骨堂の使用を承認した者に対して、その使用区分について一定の条件をつけ、又は管理に必要な経費その他の負担をさせることができる。

(使用上の制限)

- 第10条 納骨堂の使用は、使用する者一人・一団体につき一区画とする。
但し、管理者が認めた場合は、一区画以上とすることができます。
- 2 使用の区画は、管理者が選定する。
 - 3 使用を承認された者は、原状を変更することはできない。但し、特別の事由がある場合に管理者の承認を受け、その承認を受けたところに従って変更するときはこの限りでない。

(変更の手続き)

- 第11条 使用者が住所、改姓・改名等の変更があった場合は、「顧客情報変更届」(KH様式)及び住民票(複写可、但し原本持参)若しくは身分証明書(免許証等)の複写(原本持参)を速やかに管理者に届け出なければならない。

(礼拝施設の利用)

- 第12条 礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとする。
- 2 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。
 - 3 礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に申し込むことにより、浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用することができる。利用時間は30分を限度とする。なお、利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。
 - 4 前項の利用にあたっては、施設利用冥加を納付するものとする。基準については別に定める。

(勤行について)

- 第13条 法要を希望する場合は、所定の読経申込書に記入し、申し込むものとする。
- 2 本堂、礼拝施設にて法要を修行する。

(管理委託)

- 第14条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、管理者は専門業者に委託することができる。
- 2 専門業者に管理を委託する場合は、納骨堂使用者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。

(宗教活動の制限)

- 第15条 納骨堂使用者の中で、東京教区内寺院に所属する門信徒については、所属寺住職の申し出があった場合は、管理上必要な書類以外は発送しない。

築地本願寺納骨堂施行細則の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。

附則

この細則は、2005（平成17）年3月16日から施行する。

改正 2015（平成27）年4月3日
2016（平成28）年6月20日
2017（平成29）年11月8日
2021（令和3）年6月10日

以 上

〒104-8435
東京都中央区築地3丁目15番1号
浄土真宗本願寺派 築地本願寺
電話 03（3541）1131（代表）
FAX 03（3541）1141

寺 護持講のご案内 寺



護持講とは、関東の「念佛道場」の中心的拠点であります築地本願寺を永代にわたって護持・発展させるために結成された会（講）で、こころの拠り所として、浄土真宗のみ教えと共に歩んでくださる講員の集まりです。

築地本願寺俱楽部（護持講）主契約者カード

築地本願寺俱楽部（護持講）家族カード



年度講費 ￥10,000. -

※年度とは、4月1日～翌年3月31日までの1年間のことです

【お問い合わせ】築地本願寺 護持講事務局

〒104-0045 東京都中央区築地 3-15-1 Tel: 03-3541-1131 (平日 9:00～17:00)

<特典内容>

		護持講主契約で 俱楽部主会員の方	護持講家族講員で 俱楽部主会員の方	護持講家族講員で 俱楽部家族会員の方	護持講家族講員で 俱楽部未加入の方
護持講特典	①納骨堂所有者になります 永代にわたってご納骨していただけます	○			
	②第一伝道会館日本料理「紫水」の割引利用ができます (8%割引)	○			
	③帰敬式 (内願法名を申請できます) 法名にご希望の一文字をお伺いいたします ※ご希望に添いかねることもございます。予めご了承ください	○	○	○	○
	④月刊誌『築地本願寺新報』をお届けします	○			
	⑤行事参加費の割引をいたします ※限定行事のみ	○	○	○	○
俱楽部特典	①生きがいサポート TSUKIJIアカデミー・KOKOROアカデミー 福利厚生サービス ¥300/月(税抜) ※別途要申込・初月無料 共立リゾートのお得なホテル宿泊プランをご利用いただけます ※別途要申込	○	○	○	
	②心のサポート 常例布教・10分間法話・僧侶相談・よろず僧談・グリーフサポート	○	○	○	
	③医療サポート 緊急医療相談	○	○	○	
	④終活サポート 死後事務委任相談、法律相談、葬儀などの生前相談、 在宅介護サービス※自費、ライフプランの相談、 生前整理・遺品整理の相談、「自分史」作成のサポートの相談	○	○	○	
	⑤合同墓の申込ができます 個人単位での生前申込となっております	○	○		
	⑥帰敬式 (選定法名を申請できます) 受式後に法名が授与されます	○	○	○	
	⑦若林佛具製作所 築地店の割引利用ができます (お念珠20%割引、お香・仏具は10%割引、一部商品は対象外)	○	○	○	
	⑧第一伝道会館日本料理「紫水」の割引利用ができます (5%割引)	○	○	○	
	⑨カフェTsumugiの割引利用ができます (11:30以降のご注文は5%割引)	8%割引	○	○	
	⑩第一伝道会館宿泊施設の割引利用ができます (10%割引)	○	○	○	
	⑪オフィシャルショップにて割引利用ができます (オリジナルロゴ入り商品は8%割引)	○	○	○	
	⑫会員限定行事にご参加いただけます 郵便やメールでお知らせいたします	○	○	○	
	カード発行	金色	紺色	紺色	無し

築地本願寺護持講 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、築地本願寺護持講(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、浄土真宗本願寺派(以下「宗派」という。)の教義を聞信する僧侶、寺族、門徒、信徒の集まりであり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることでできる社会の実現に貢献するとともに、築地本願寺の護持発展に努めることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、築地本願寺が運営し、その事務局を下記に置く。

東京都中央区築地3-15-1 築地本願寺内 築地本願寺護持講事務局

(護持講費)

第4条 護持講員は(以下「会員」という。)、毎年の年度護持講費1万円を納めるものとする。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わるものとする。

第2章 会員

(入会)

第5条 入会手続きは、本規約に同意し、所定の申込書を事務局に提出し築地本願寺が承認するものとする。この場合、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の提示を求めることがある。

2 未成年者が申し込む場合は、保護者の同意が必要で、提供するサービスが利用できない場合がある。

3 会員の同居の配偶者および2親等以内の血縁者は、本規約に同意すれば家族会員となることができる。

4 別に宗派の所属寺院がない会員は、築地本願寺の門徒に登録することができる。

5 家族会員は護持講費を無料とする。

6 会員および家族会員には、会員カード(会員証)を発行する。

7 カードは第三者に譲渡・貸与することはできない。

8 会員カードを紛失または盗難にあった場合は、速やかに築地本願寺に連絡するとともに、その指示に従うものとする。なお、この場合、本規約にあるサービスを一時的に利用できないことがある。

9 次の場合には、会員登録の申し込みを承諾しない若しくは会員資格を取り消すことがある。

一 申告した登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合

二 反社会的勢力(暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋など)に該当する場合

三 過去に本規約違反等により強制退会させられている場合

四 その他築地本願寺が会員として不適当と判断した場合

(退会)

第6条 会員は、所定の手続き取ることにより退会することができる。会員が退会した場合は家族会員も会員資格を失う。

2 会員および家族会員が次の事項に抵触した場合、会員資格を失い退会となる。

一 会員または家族会員が死亡した場合

二 住所が不定となって連絡が取れず、5年以上経過した場合

3 会員および家族会員が次の事項に抵触した場合、会員資格を失い退会となることがある。

一 会費を支払うべき者が護持講費の支払いをせず、5年以上経過した場合

二 本規約および付帯する定めのいずれかに違反した場合

三 その他築地本願寺が会員として不適当と判断した場合

(手続等)

- 第7条 会員および家族会員は、住所等の登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更登録の手続を行わなければならない。
- 2 会員および家族会員は、築地本願寺および委託業者から事業に関するお知らせ、行事等の案内、アンケートの依頼その他を受け取ることに予め承諾するものとする。
 - 3 築地本願寺による退会措置、会員の故意または過失、本規約に違反した行為等によって会員に何らかの損害が生じたとしても、築地本願寺は一切責任を負わないものとする。

第3章 運営

(運営)

- 第8条 本会は、その趣旨に従い、次に掲げる運営を行う。

- 一 宗祖降誕会、報恩講法要への参拝
- 二 築地本願寺護持のための活動
- 三 宗派および本山本願寺護持発展のための活動
- 四 本山本願寺念佛奉仕団への参加
- 五 その他

(各種申込)

- 第9条 会員は、次の各号を申し込むことができる。但し、申込にあたっては、その各々が定める規則または手続等に従うものとする。

- 一 築地本願寺納骨堂の使用
- 二 和田堀分院（廟所）の墓地・納骨堂の使用
- 三 慈光院納骨堂の使用
- 四 その他

- 2 家族会員は、前条第1項の一、二、三項は申し込みができない。

(特典)

- 第10条 会員は次に掲げる特典を得ることができる。

- 一 法要・行事・関連施設での優待
- 二 護持講のつどいへの参加（親睦会）
- 三 その他

(築地本願寺俱楽部)

- 第11条 本会は築地本願寺俱楽部を基盤として一体運営され、本会に所属する者は、築地本願寺俱楽部の会員となる。

(築地本願寺ワンストップサービス)

- 第12条 会員は築地本願寺が提供する以下のワンストップサービスを受けることができる。

- 一 「築地本願寺合同墓」の申し込みと利用
 - 二 「人生サポート」の利用
- 2 家族会員は、「人生サポート」のみ利用する事ができる。
- 3 ワンストップサービスを利用するにあたっては、別途各ワンストップサービスに関する定めに従っていたら必要がある。
- 4 ワンストップサービスを利用する場合は、会員番号が必要となる。
- 5 会員が退会した場合、ワンストップサービスの利用内容に変更が生じたり、利用を中止することがある。
- 6 退会手続が完了すると、会員番号は無効になり、再び、ワンストップサービスを利用するためには、改めて入会の手続が必要になる。
- 7 ワンストップサービスの内容は、事前の予告なく変更または中止することがある。

第4章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱)

第13条 築地本願寺護持講の個人情報については、次の「個人情報保護基本方針」（以下「基本方針」という）に基づきます。

【個人情報保護基本方針】

築地本願寺は、この基本方針の定めに従い会員の個人情報を取り扱う。築地本願寺は、個人情報の保護に関する法律その他各種法令（以下「法令等」という）を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分に配慮し、会員がワンストップサービスを利用する際に、会員の個人情報を提携先に提供することがあるが、基本方針に記載する利用目的の達成に必要な範囲とする。

一 個人情報の項目

- (1) 築地本願寺が取得・保有する会員の個人情報は、次のとおり。
 - ①会員登録申し込み時の登録事項（名前、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなど）
および変更登録の内容
 - ②築地本願寺および築地本願寺が運営する他の会員組織等の登録事項や利用履歴
 - ③ワンストップサービスの利用に際して会員から提供された一切の事項
 - ④ワンストップサービスの利用履歴
 - ⑤会員がワンストップサービスを利用したことについて、提携先から築地本願寺に開示された事項（提携先が業務を請け負いまたは完了・中断した日時等基本的事項のほか、業務の具体的な内容については、提携先が会員と築地本願寺へ開示することについて同意した範囲に限ります）
 - ⑥意見、要望、問い合わせおよびアンケート等により提供された事項
 - ⑦築地本願寺の新たな事業に対して会員から提供された一切の事項
 - ⑧事前に会員の同意を得た事項
 - ⑨法令等を遵守した上で、築地本願寺が取得するあらゆる個人情報

二 利用目的

- (1) 会員の個人情報の利用目的は、次のとおり。
 - ①築地本願寺の円滑な運営
 - ②会員の情報管理
 - ③築地本願寺の運営において、事業の充実・改善を目的にした調査検討のための情報分析
 - ④事業・行事案内等の情報提供およびアンケートの依頼
 - ⑤ワンストップサービスの提供と管理、利用履歴等の把握
 - ⑥意見、要望、問い合わせ等への対応
 - ⑦その他上記の利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (2) 取得した個人情報は、利用目的の範囲内に限って利用する。

三 個人情報の第三者提供

- (1) 築地本願寺が把握した会員の個人情報は、次の場合を除き第三者に開示しない。
 - ①会員が同意した場合
 - ②会員がワンストップサービスを利用する場合
 - ③統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合
 - ④法令等に基づき、開示を求められた場合
- (2) 築地本願寺が把握した会員の個人情報を提供する提携先は、築地本願寺と個人情報の取り扱いに関する機密保持契約を提携しており、ワンストップサービスの利用に必要な範囲についてのみ提供する。また、提携先は、ワンストップサービスの内容変更に伴って変わることがある。

四 個人情報の安全管理

築地本願寺は、会員の個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩等を防止するため、適切な措置を講じる。

五 個人情報の照会・訂正・削除について

築地本願寺が把握する会員の個人情報の内容に関して、本人から照会・訂正・削除等の請求があった場合には、合理的な範囲で対応する。

六 問い合わせ対応窓口

個人情報保護方針に関するお問い合わせにつきましては、次までご連絡ください。

【お問い合わせ先】宗教法人築地本願寺 <広報担当>

〒104-8435 東京都中央区築地3-15-1

TEL03-3541-1131 (代表) FAX03-3541-7071

これら会員規約および個人情報保護基本方針に記載の内容に同意いただけない場合は、会員登録をお断りすることや、会員登録完了後でも退会の手続をとらせて頂くことがあります。また、個人情報保護基本方針（第13条以外）を除き、築地本願寺護持講の会員規約の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。

2019(平成31)年4月1日 築地本願寺

以上

築地本願寺俱楽部(護持講)申込書

築地本願寺 個人情報保護基本方針に同意し、下記の通り申し込みます。

*印は必ずご記入ください

申込日： 年 月 日

申込者情報

※護持講と築地本願寺俱楽部は同時加入となります。

ふりがな* 氏名* 本人サイン			カード番号													
	姓	名														
性別*	男	・	女	・	その他	生年月日*	西暦	年	月	日	(歳)				
住所*	〒 -															
	都道 府県	市区 町村郡														
電話番号*	()			携帯番号	()											
メールアドレス*	@			FAX	()											
郵送物送付先 ※上記住所と異なる場合ご記入ください	〒 -												TEL	()		
	都道 府県	市区 町村郡														
職業*	<input type="checkbox"/> 会社(職)員			<input type="checkbox"/> 公務員			<input type="checkbox"/> 法人役員			<input type="checkbox"/> 自営業			<input type="checkbox"/> その他			
所属寺*	<input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> 築地本願寺 本院			<input type="checkbox"/> 築地本願寺 和田堀廟所			<input type="checkbox"/> 築地本願寺 慈光院						
	<input type="checkbox"/> その他寺院 ()			寺			[]			都道	[]	市区	町村郡			

築地本願寺 記入欄

受付日		受付者		申込No.					
式章	未	・	済	カード発行	未	・	済		
受納証No.									
本人確認	未	・	済	本人確認手段	<input type="checkbox"/> 会員カード到着 <input type="checkbox"/> 印鑑証明 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 所属寺住職印 <input type="checkbox"/> 所属寺への電話 <input type="checkbox"/> 会員登録の有無 <input type="checkbox"/> 納骨堂契約有無 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他手段 ()				
回覧									
備考									

築地本願寺倶楽部(護持講)家族会員申込書

申込日： 年 月 日

築地本願寺 個人情報保護基本方針に同意し、下記の通り申し込みます。

* 印は必ずご記入ください

ご本人自署により下記ご記入ください。
(未成年の方は保護者が代筆でも結構です)

家族会員情報

①	ふりがな*			カード番号
	氏名*	姓	名	
	性別*	男 · 女 · その他	生年月日*	西暦 (年 月 日) (年 歳)
	住所*	〒 -		
	電話番号*	()	携帯番号	()
	メールアドレス*	@		
	申込者との 続柄*	□配偶者 □親 □子 □兄弟姉妹 □祖父母 □孫 □その他()		
築地本願寺倶楽部*	□築地本願寺倶楽部(家族)に入会する		□入会しない	□入会済み
②	ふりがな*			カード番号
	氏名*	姓	名	
	性別*	男 · 女 · その他	生年月日*	西暦 (年 月 日) (年 歳)
	住所*	〒 -		
	電話番号*	()	携帯番号	()
	メールアドレス*	@		
	申込者との 続柄*	□配偶者 □親 □子 □兄弟姉妹 □祖父母 □孫 □その他()		
築地本願寺倶楽部*	□築地本願寺倶楽部(家族)に入会する		□入会しない	□入会済み

築地本願寺 個人情報保護基本方針

築地本願寺は、この基本方針の定めに従い会員の個人情報を取り扱う。築地本願寺は、個人情報の保護に関する法律その他各種法令（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分に配慮し、会員がワンストップサービスを利用する際に、会員の個人情報を提携先に提供することがあるが、基本方針に記載する利用目的の達成に必要な範囲とする。

一、個人情報の項目

（1）築地本願寺が取得・保有する会員の個人情報は、次のとおり。

- ①会員登録申し込み時の登録事項（名前、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなど）および変更登録の内容
- ②築地本願寺および築地本願寺が運営する他の会員組織等の登録事項や利用履歴
- ③ワンストップサービスの利用に際して会員から提供された一切の事項
- ④ワンストップサービスの利用履歴
- ⑤会員がワンストップサービスを利用したことについて、提携先から築地本願寺に開示された事項（提携先が業務を請け負いまたは完了・中断した日時等基本的事項のほか、業務の具体的な内容については、提携先が会員と築地本願寺へ開示することについて同意した範囲に限る）
- ⑥意見、要望、問い合わせおよびアンケート等により提供された事項
- ⑦築地本願寺の新たな事業に対して会員から提供された一切の事項
- ⑧事前に会員の同意を得た事項
- ⑨法令等を遵守した上で、築地本願寺が取得するあらゆる個人情報

二、利用目的

（1）会員の個人情報の利用目的は、次のとおり。

- ①築地本願寺の円滑な運営
- ②会員の情報管理
- ③築地本願寺の運営において、事業の充実・改善を目的にした調査検討のための情報分析
- ④事業・行事案内等の情報提供およびアンケートの依頼
- ⑤ワンストップサービスの提供と管理、利用履歴等の把握
- ⑥意見、要望、問い合わせ等への対応
- ⑦その他上記の利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

（2）取得した個人情報は、利用目的の範囲内に限って利用する。

三、個人情報の第三者提供

（1）築地本願寺が把握した会員の個人情報は、次の場合を除き第三者に開示しない。

- ①会員が同意した場合
- ②会員がワンストップサービスを利用する場合
- ③統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合
- ④法令等に基づき、開示を求められた場合

（2）築地本願寺が把握した会員の個人情報を提供する提携先は、築地本願寺と個人情報の取り扱いに関する機密保持契約を提携しており、ワンストップサービスの利用に必要な範囲についてのみ提供する。また、提携先は、ワンストップサービスの内容変更に伴って変わることがある。

四、個人情報の安全管理

築地本願寺は、会員の個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩等を防止するため、適切な措置を講じる。

五、個人情報の照会・訂正・削除について

築地本願寺が把握する会員の個人情報の内容に関して、本人から照会・訂正・削除等の請求があった場合には、合理的な範囲で対応する。

六、問い合わせ対応窓口

個人情報保護方針に関するお問い合わせにつきましては、次までご連絡ください。

【お問い合わせ先】宗教法人築地本願寺伝道企画部 <総合企画担当>

〒104-8435東京都中央区築地3-15-1

TEL03-3541-1131（代表）FAX03-3541-7071

これらの会員規約および個人情報保護基本方針に記載の内容に同意頂けない場合は、会員登録をお断りすることや、会員登録完了後でも退会の手続をとらせて頂くことがある。また、個人情報保護基本方針（第9条以外）を除き、築地本願寺俱楽部の会員規約の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。

2019(平成31)年4月1日改定 築地本願寺